

平成25年行政事業レビューシート (環境省)

事業名	公害健康被害補償給付支給事務費交付金		担当部局	環境保健部		作成責任者	近藤 恵美子							
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年～		担当課室	企画課保健業務室										
会計区分	一般会計		政策・施策名	7 環境保健対策の推進 7-1 公害健康被害対策(補償・予防)										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第50条		関係する計画、通知等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金交付要綱										
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁(水底の底質が悪化することを含む。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ること。													
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公害健康被害の補償等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により、都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市(公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第368号)による改正前の公害健康被害補償法施行令第3条に規定する市を含む。)の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付する。													
実施方法	直接実施		委託・請負		補助		負担		交付		貸付		その他	
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求							
		補正予算	1,177	1,159	1,105	1,087	1,076							
		繰越し等	0	0	0	0								
		計	0	0	0	0								
	執行額		1,177	1,159	1,105	1,087	1,076							
	執行率(%)		100%	100%	100%									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)						
	成果実績	公害健康被害の補償等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により、都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市(公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第368号)による改正前の公害健康被害補償法施行令第3条に規定する市を含む。)の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付する。												
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込						
	活動実績 (当初見込み)	「公害健康被害の補償等に関する法律」における補償給付については、公害健康被害者による申請をもって審査を行い、適正であると認められるときは定期的に支給するものとなっており、法律に則った支給を行っているところである。そのため、成果を定量的な指標として設定することは困難である。							()	()	()	()		
単位当たりコスト	-			(円/)	算出根拠									
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由									
	公害健康被害補償給付支給事務費交付金		1,087	1,076										
	計		1,087	1,076										

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		-	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、地方自治体が行う公害健康被害の補償給付の事務に要する費用に対するの交付であり、国が費用を負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			公害による健康被害者に対する補償給付の事務処理については、迅速かつ公正な保護を目標としており、公害による健康被害者を管理する自治体は補償給付に係る事務を法定受託事務として行っているものであるため、事務に係る費用に公費を充てており、受益者たる健康被害者には負担が生じない。本交付金は、自治体に直接交付しているため中間段階での支出は発生せず、用途は本事業の目的に必要なものに限定されている。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
事業の有効性	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	公害による健康被害者に対する補償給付の事務処理において、認定の更新及び障害等級の見直しを行うために必要な検査、公害健康被害認定審査会の運営にかかる経費、各種給付に係る請求書の印刷等に要する費用に公費を充てることで、公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図っている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
重複排除	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
点検結果	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
外部有識者の所見						
特筆すべき点なし						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き効率的な事業実施に努めること					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	引き続き効率的な事業実施に努める。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	218	平成23年	217	平成24年	226

環境省
1,105百万円

〔都道府県知事等が行う事務の処理に
要する費用の1/2を交付する。〕



〔交付金〕

A. 自治体(46県市区)
1,105百万円

〔補償給付の支給、認定の更新等の事務費〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託料	電子計算処理委託、公害レセプト点検事務委託等	61			
総合調整事務費	公害システム変更費等	41			
報酬	公害健康被害認定審査委員報酬、公害診療報酬審査委員会運営費等	8			
役務費	更新・見直し対象者通知、診療報酬支払通知書等	3			
その他	旅費、使用料及び賃借料等	1			
計		114	計		0

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	114	-	-
2	熊本県	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	110	-	-
3	名古屋市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	99	-	-
4	尼崎市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	52	-	-
5	川崎市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	40	-	-
6	大田区	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	35	-	-
7	堺市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	32	-	-
8	板橋区	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	32	-	-
9	大牟田市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	31	-	-
10	東大阪市	健康被害の認定及び補償給付等に関する事務	25	-	-